

2020 年度
事業報告書

自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日

日本纖維輸出組合

目 次

第一 2020年の繊維製品輸出動向	1
I. 総 論	1
II. 主要繊維製品の輸出状況	3
1. 綿 類.....	3
2. 糸 類.....	3
3. 織・編物類.....	4
4. 不織布.....	5
5. アパレル.....	5
6. その他製品.....	6
繊維輸出総括表（2020年1～12月）	7
第二 組合員の異動及び機構等	8
I. 組合員の異動.....	8
II. 機 構	8
III. 役 員	9
第三 事業の概要	11
第四 総会・理事会・監事会	13
I. 総 会	13
II. 理 事 会	13
III. 監 事 会	14
第五 企画委員会及び商品・市場・制度別委員会等	15
I. 企画委員会	15
II. 原料資材委員会.....	16
III. 漁網・漁網糸委員会	16
IV. 織・編物委員会.....	16
V. アパレル委員会（東京・大阪合同）	16
VI. 技能実習及び取引適正化推進委員会.....	16
VII. 家庭用品委員会.....	17
VIII. 海外市場開拓委員会	17
IX. ロジスティクス委員会.....	17
X. 組合運営に関するタスクフォース	18

第六 事業関係	20
I. 新年賀詞交歓会	20
II. EPA/FTA 協議等への対応.....	20
III. 繊維貿易情報センター.....	22
IV. 展示商談会への参加、協力、受け入れ.....	23
V. 研修会、講演会、セミナー等の開催.....	23
VI. 海外（含む駐日）関係機関等交流・協力等.....	25
VII. 上海分会	26
VIII. 繊維産業技能実習事業協議会と取引適正化推進への対応	27
IX. 関係当局への対応	29
X. 国内関係諸団体	30
XI. CSR について	30
第七 業務関係	31
I. 輸出繊維製品の原産地証明書発給状況.....	31
II. 広報、諸統計、その他	
1. 組合 HP・掲示.....	31
2. 諸統計の作成.....	31
3. 登記・届出関係	32
添付資料	33
I. 要望書（原本）	
1. 『日 EU 経済連携協定に関する利用者意見等』	33
2. 『日 EU・EPA に関する意見・要望等について』	36
3. 『日英の新たな連協協定における PSR（品目別規則）について』	39
4. 『関税暫定措置法第 8 条における製品輸入期間の延長について』	42

第一 2020年の繊維製品輸出動向

I. 総論

我が国の繊維産業は、1985年のプラザ合意を契機とした円高や、アジアなど海外の豊富で低廉な労働力を求め生産拠点を海外に移転した結果、国内生産は縮小傾向にある。一方、海外での繊維品需要が拡大するなか、日本製の高品質な繊維品の需要は海外でも底堅く、日本の繊維品輸出は安定した輸出規模を維持していた。

しかし、2020年は年明けと共に新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、繊維品の主要な仕向け地であるアジアや欧米、中東でも日常生活が制限され、店舗の閉鎖、外出の制限または自粛により需要が激減した。従い、2020年の我が国の繊維品輸出は幾つかの品目では増加したものの、これまで堅調に推移していたスポーツ用やカジュアル用途の高機能繊維など付加価値商品を含め軒並み減少し、2020年の繊維品全体の輸出金額は前年比14.8%減の65億9,500万ドルとなった。

ドルベースでの品目別輸出は、不織布が前年比で僅かに増加したものの、それ以外は全て減少し、原料（綿）や衣料品が同約10%減少、糸類や織・編物は同約20%の大幅減となった。

(1) 2020年繊維品の輸出総括表

	百万円	前年比	百万ドル	前年比	千トン	前年比
綿（わた）	78,455	87.0	733	88.6	193	89.8
糸	81,863	78.5	767	80.2	84	77.4
織・編物	269,405	74.8	2,525	76.5	122	77.7
不織布	82,264	98.4	772	100.6	62	102.7
衣料品	53,576	91.6	502	93.5	3	88.5
その他繊維品	138,579	93.8	1,297	95.7	322	88.6
繊維品総合計	704,141	83.4	6,595	85.2	786	86.6

出所：財務省貿易統計（確々報値）

注：前年比は%

織・編物は織物、タイヤコード織物、コーテッド織物、ニット生地を含む

(2) 2020 年 繊維製品・主要地域別輸出状況

	トン	前年比	構成比	百万ドル	前年比	構成比
アジア（中近東を除く）	614,434	86.7	78.1	4,685	84.2	71.0
中国	149,797	84.0	19.1	1,947	84.7	29.5
アセアン	324,913	87.8	41.3	1,706	82.5	25.9
中央アジア・中近東	22,779	108.7	2.9	273	93.3	4.1
ヨーロッパ	55,794	79.5	7.1	726	84.0	11.0
EU28	49,883	76.7	6.3	643	81.3	9.7
北米	52,781	83.6	6.7	645	89.2	9.8
米国	51,720	84.0	6.6	615	89.4	9.3
中米	3,750	80.2	0.5	50	81.7	0.8
南米	1,948	86.8	0.2	15	84.1	0.2
アフリカ	32,361	91.1	4.1	169	89.1	2.6
大洋州	2,421	99.6	0.3	33	102.5	0.5
全世界	786,270	86.6	100.0	6,595	85.2	100.0

出所：財務省貿易統計(確々報値)

注：前年比、構成比は%

EU28 に英国を含む（英国は 2020 年 1 月末をもって EU 離脱）

昨年の主要地域別輸出実績を見ると、ドル金額ベースでは全輸出の 71% をアジア向けが占めたが、全輸出の約 3 割を占める中国向けが減少したのをはじめ、ベトナムを中心としたアセアン諸国への輸出も大幅減となった。近年、チャイナ・プラスワンとして中国からアセアン諸国へ縫製地が移転する中、FTA 等を活用したアセアン向け輸出が堅調だったものの世界的なパンデミックによる需要減退によって減少した。

中国市場向けの高機能な織・編物の輸出も主要都市が封鎖された上期を中心に低迷し、また、EU や米国向けも大都市のロックダウンで衣料品を含めた購買機会が制限された。一方、織物輸出を中心とする中近東向けは、減少幅が 1 桁に留まるなど比較的健闘した。以上により、2020 年の繊維品輸出のドルベース実績は総計で前年比 85.2% と大幅に減少した。

Ⅱ. 主要繊維製品の輸出状況

1. 綿 類

2020年の繊維品輸出を主要品目別に見ると、全繊維輸出額のうちシェア11%の綿（わた）類は、数量が前年比10%減の19万2,718トン、金額も同11%減の7億3,304万ドルとなった。

主力品目の合繊綿は、数量が前年比15%減の14万7,230トン、金額も同18%減の5億9,870万ドル。最大市場の中国が数量で同18%減の4万9,989トン、金額が同26%減の1億6,846万ドルと、数量・金額ともに2桁の減少。また、中国に次ぐ米国およびインドネシア向け輸出も数量・金額ともに2桁減少。EU向けも、数量・金額ともに減少した。なお、合繊綿のうちポリエステル綿は、数量で同15%減の1万2,230トン、金額も同12%減の3,403万ドル。主力のアクリル綿は数量が同17%減の10万4,268トン、金額も同20%減の4億2,965万ドルとなった。

また、スフ綿は数量が前年比52%増の2万6,702トン、金額も同56%増の1万1,453万ドルと3年連続の大幅減から増加に転じた前年に続いての2桁増となった。主要市場である中国は数量で26%減の5,986トン、金額も27%減の2,505万ドルとなって2016年の50%を超える大幅減以降では2018年に増加に転じたものの、2019年に続いて減少した。また、前年に大幅増となったドイツ向けが数量・金額ともに約40%減少した。一方、仕向け国別で2位となったインドネシアや韓国、ロシア向けは倍増以上の大幅増となった。

2. 糸 類

全繊維輸出のうち金額シェア12%の糸類は東アジア向け輸出が中心で、数量は前年比23%減の8万4,479トン、金額も同20%減の7億6,663万ドルとなった。

(1) 人絹糸

主な輸出先のうち、中国向けが数量で前年比8%増、金額も同9%増と前年の3割弱の減少から増加に転じたものの、インドは数量が同38%減、金額も同38%減少した。輸出合計としては数量が前年比27%減の8,132トン、金額も同28%減の1億900万ドルと辛うじて1億万ドルに達した。

(2) 合繊長糸

糸類輸出のうち主力品目の合繊長繊維糸は、数量が前年比21%減少し7万2,075トン、金額も同18%減の6億136万ドルとなった。最大市場の中国は数量が前年比17%減の1万2,511トン、金額も同10%減の1億3,143万ドル、米国が数量で同34%減、金額も同25%減少。その他主要国ではタイ向けが数量・金額ともに減少したが金額が6%減と1桁の減少

で留まり、EU向けは数量で同19%減、金額も同22%の大幅減となった。

素材別では、ナイロン糸の数量が前年比21%減の2万1,330トン、金額も同29%減の1億2,760万ドル。ポリエステル長糸は数量が同20%減の1万1,379トン、金額も同17%減の8,518万ドル。アクリル長糸は数量で同28%減の1万7,975トン、金額も同32%減の8,560万ドル。

(3) その他の糸

主要な品目としては、合繊短繊維糸が数量で前年比4%減少したものの金額は同1%増加の2,570万ドルと数少ない増加品目となった。綿糸は、2019年に数量で約半数を占めていたタイ向けが数量で同86%減、金額も同79%の激減、中国向けも数量が35%減少し、合計では数量で同70%減の897トン、金額も同51%減の1,091万ドルと前年の半分以下に落ち込んだ。

3. 織・編物類

合成繊維の長繊維織物を中心に全繊維輸出額の38%と最大のシェアを占める織・編物類の輸出は、金額が前年比24%減の25億2,497万ドルとなった。新型コロナウイルス感染拡大に伴う主要市場のロックダウンなど需要が激減し、メインの合繊長織物をはじめ各品目で軒並み減少した。

(1) 合繊長織物

主要品目である合繊長織物輸出は、数量が前年比24%減の3億1,435万平方メートル、金額は同25%減の7億8,053万ドルとなった。数量、金額ともに約3割を占める中国向けが数量で前年比31%減、金額も同29%減少し、中国に次ぐベトナムも数量、金額ともに前年比で20%を超える減少となった。

なお、品種別で見るとポリエステル長織物が最大の輸出先である中国やベトナム向けなど多くの国で減少したが、インドネシアやEU向けが数量では増加し、合計で数量が前年比23%減の1億8,449万平方メートル、金額も同26%減の4億4,756万ドル。また、ナイロン長織物はスポーツ・カジュアル用途が中心であり、数量シェア39%を占める中国向けが減少したのをはじめ、これに次ぐベトナム向けも25%を超える減少となり、合計では数量で前年比27%減の6,489万平方メートル、金額も同25%減の1億6,484万ドルと前年の増加から減少に転じた。

(2) 合繊短織物

東アジアや中東を主な輸出先とする合繊短織物は、数量が前年比25%減の1億497万平方メートル、金額も同22%減の2億7,495万ドルと減少に転じた。民族衣装用のアラブ首長国向けが数量で同4%減、金額も同4%減少で他の輸出先が軒並み2桁減少する中で検討したものの、サウジアラビアやアラブ首長国連邦、カタールは前年比で15%を超える減少となった。持ち帰り用を中心とした中国向けも数量で同49%減、金額も同42%減、ベトナムも数量で

同 23%減、金額も同 19%減少した。

合繊短織物のうち、金額で 85%以上のシェアを持つポリエステル短織物は、40%程度の市場シェアを占める中東など西アジアでも数量、金額ともに 10%を超える減少、更にベトナムや中国など東・南アジア向けは数量、金額ともに 30%以上減少した。また、アクリル短織物は軒並み減少した中でも西アジアが数量・金額ともに 60%程度の減少となり激減した。

(3) 綿織物

綿織物輸出は、数量が前年比 24%減の 7,817 万平方メートル、金額も同 26%減の 2 億 9,668 万ドルとなった。数量・金額ともに 4 分の 3 のシェアを占める東・南アジア向けが主体で、このうち持ち帰り用を中心とする最大輸出相手国の中国向けが数量、金額ともに前年比 28%減少、ベトナムも数量同 21%減、金額同 26%減。その他では、香港が数量、金額ともに同 33%減少し、バングラデシュやインドネシアも 3 割程度減。東・南アジア以外の国では、米国向けがロックダウンによる需要減少に加えてデニムの伸び悩みや第三国産品との競合激化などから数量で同 13%減、金額も同 21%減少した。

(4) ニット生地

東アジアへ持ち帰り用途や産業資材用途での輸出が多いニット生地は、数量が前年比 19%減の 1 億 3,003 万平方メートル、金額も同 22%減の 4 億 5,725 万ドルとなった。最大市場の中国向けが数量で同 21%減少、金額も同 22%減少し、第 2 位のベトナムでも数量で同 14%、金額も同 18%減少。この他、インドネシア向けが数量、金額ともに同 30%を超える減少、タイや韓国も減少する中、フィリピンとサウジアラビアは 2 桁の増加となった。

4. 不織布

芯地や衛生材料、自動車関連用途、その他産業資材用などの多様な用途を持つ不織布の輸出市場最大である中国向けが、数量が前年比 38%増、金額も同 11%増加するなど、全体でも数量が同 16%増の 10 億 9,440 万平方メートル、金額はほぼ横這いの 7 億 7,158 万ドルとなった。中国に次ぐ米国向けは数量で同 6%減、金額も同 9%減、第 3 位の韓国は数量が同 2%減、金額は同 5%増加、EU は数量、金額ともに 2 桁減となった。

5. アパレル

中古品を除いたアパレルの輸出は、主要品目の布帛製外衣と同下着、また、ニット製外衣と同下着を合わせたアパレル全体での輸出金額が同 7%減の 5 億 191 万ドルと、2 年続いた増加から減少となった。

主要な輸出先のうち中国が金額で 2 桁の増加となったものの、EPA の発効で 2019 年に増加した EU 向けが大きく減少したのをはじめ、香港や米国向けなどが減少した。

6. その他製品

「技術的用途に供するもの」や「ウォッディング」、「細幅織物」、「ゴム加工織物」、「紐・綱・ケーブル及びその製品」など前項のいずれにも属さない「その他繊維品」の輸出は、ドル金額で前年比4%減の12億9,662万ドルであった。

繊維輸出総括表（2020年1～12月）

	単位 (千)	令和1年(2019年)		令和2年(2020年)		前年比(%)	
		数 量	金 額 (千ドル)	数 量	金 額 (千ドル)	数量	金額
< 繊維原料計 >							
スフ綿	KG	17,602	73,230	26,702	114,528	151.7	156.4
合繊綿	KG	173,433	732,320	147,230	598,698	84.9	81.8
その他綿	KG	23,517	21,793	18,786	19,816	79.9	90.9
繊維原料計	KG	214,552	827,343	192,718	733,042	89.8	88.6
< 糸 類 >							
人絹糸	KG	11,077	151,522	8,132	109,000	73.4	71.9
合繊長繊維糸	KG	91,328	731,955	72,075	601,361	78.9	82.2
合繊短繊維糸	KG	2,771	25,509	2,658	25,698	95.9	100.7
その他糸	KG	3,929	47,069	1,614	30,571	41.1	64.9
糸類計	KG	109,104	956,055	84,479	766,629	77.4	80.2
< 織・編物 >							
織 物	SM	719,328	2,228,115	540,871	1,640,945	75.2	73.6
絹織物	SM	4,750	43,422	3,635	35,514	76.5	81.8
毛織物	SM	16,142	178,966	9,234	103,772	57.2	58.0
綿織物	SM	102,776	398,228	78,172	296,680	76.1	74.5
麻織物	SM	1,610	12,986	1,631	10,511	101.3	80.9
人絹織物	SM	39,555	180,581	26,321	123,427	66.5	68.4
スフ織物	SM	3,583	18,495	2,566	15,557	71.6	84.1
合繊長繊維織物	SM	411,017	1,042,793	314,345	780,534	76.5	74.9
合繊短繊維織物	SM	139,894	352,645	104,967	274,950	75.0	78.0
その他織物	KG	27,029	489,717	23,006	426,775	85.1	87.1
ニット生地	SM	161,427	583,152	130,032	457,254	80.6	78.4
織・編物計	KG	156,848	3,300,984	121,835	2,524,974	77.7	76.5
< 二次製品 >							
不織布	SM	940,955	767,059	1,094,402	771,580	116.3	100.6
衣 類	KG	3,495,656	536,970	3,095,190	501,910	88.5	93.5
その他繊維製品	KG	363,240	1,354,258	322,001	1,296,623	88.6	95.7
繊維品合計	KG	907,761	7,742,669	786,270	6,594,759	86.6	85.2

出所：財務省貿易統計(確々報値)

第二 組合員の異動及び機構等

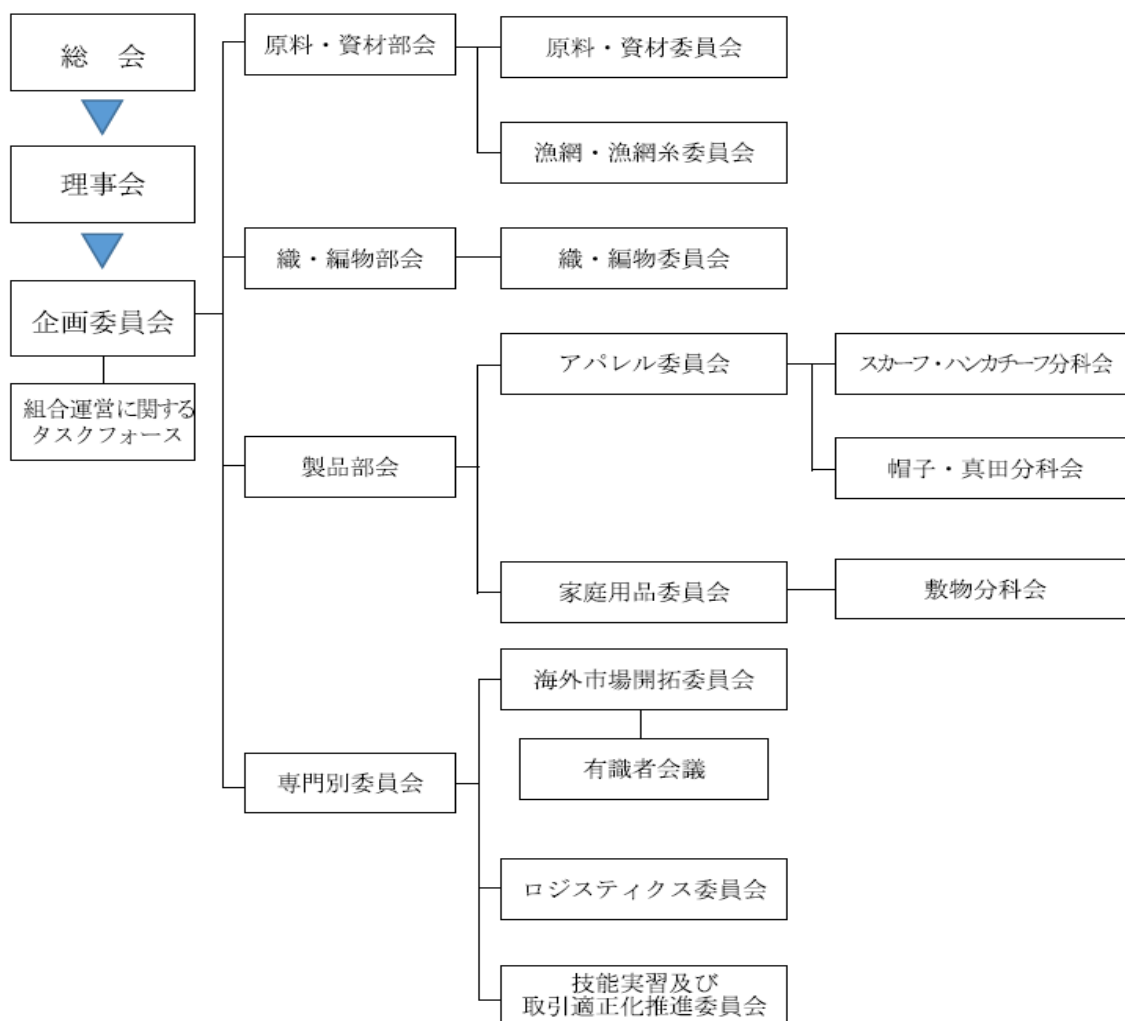
2021年3月31日現在

I. 組合員の異動

I. 組合員の異動

年度初頭組合員数	年度中の異動			年度末組合員数
	加 入	脱 退	合 併	
正組合員数 111	0	3	1	107

II. 機 構



Ⅲ. 役 員

(敬称略)※印:員外理事

(2020年6月26日(金)第21回通常総会選任)

	氏 名	社 名	役 職 名
理 事 長	諸藤 雅浩	伊藤忠商事(株)	常務執行役員
副理事長	香月 俊哉	伊藤忠商事(株)	ファッションアパレル部門長補佐
副理事長	大平 裕一	丸紅(株)	執行役員 ライフスタイル本部長
副理事長	山田 哲也	三菱商事(株)	アパレル・S.P.A.本部戦略企画室長
副理事長	林 正夫	三井物産(株)	ファッション・繊維事業部長
副理事長	吉本 一心	日鉄物産(株)	取締役 常務執行役員
副理事長	西田 吉彦	西田通商(株)	代表取締役社長
副理事長	中村 靖明	双日(株)	物資・繊維事業部 副部長
副理事長	藤本 清貴	帝人フロンティア(株)	常務執行役員 衣料繊維第二部門長
副理事長	坂本 友哉	豊田通商(株)	繊維事業部長
副理事長	八木 雄三	八木通商(株)	代表取締役社長
※専務理事	森 昇	事務局	専務理事
※常務理事	竹内 友幸	事務局	常務理事
理 事	速水 隆夫	(株)チクマ	婦人服地部 部長
理 事	吉田 裕志	蝶理(株)	取締役 上席執行役員
理 事	川久保 理	(株)コム・デ・ギャルソン	常務取締役
理 事	小関 秀一	(株)デザート	代表取締役社長
理 事	中山 正輝	(株)GSI クレオス	取締役 専務執行役員
理 事	西野 幸信	カネヨウ(株)	代表取締役社長
理 事	伊藤 洋二	清原(株)	取締役
理 事	川俣 雅義	興和(株)	取締役 常務執行役員
理 事	桃井 一光	桃井製網(株)	代表取締役社長
理 事	今泉 賢治	(株)ナイガイ	代表取締役社長
理 事	竹中 宏	西澤(株)	取締役会長
理 事	俣野 太一	日織商工(株)	代表取締役社長
理 事	林 秀次郎	野村貿易(株)	執行役員 ライフ部門長
理 事	原 正之	サカクラ(株)	取締役 営業部長
理 事	井ノ上 明	三共生興(株)	代表取締役社長 COO
理 事	北 敦夫	神栄(株)	繊維部長
理 事	小川 吉宏	住友商事(株)	リテイル事業第二部長

	氏 名	社 名	役 職 名
理 事	植木 博行	田村駒(株)	代表取締役社長
理 事	林 英昌	東洋紡 STC(株)	ユニフォーム事業部長
理 事	豊島 半七	豊島(株)	代表取締役社長
監 事	谷野 一成	(株)オーノ	代表取締役社長
監 事	奥村 政博	東光商事(株)	監査役
監 事	大岡 聡	エニチカトレディング(株)	グローバル事業部長

第三 事業の概要

2020年度における当組合事業は、組合員共通の利益の増進と繊維品輸出貿易の健全な発展を図ることを目的に、事業計画に基づき理事会、企画委員会、各委員会等の審議を経て、種々の事業活動を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、また、政府による緊急事態宣言、海外との渡航制限などにより、今年度の事業は、計画通り実施できず、新年賀詞交歓会の中止、通常総会の会期延期と縮小開催、委員会・セミナー・研修会などの開催が、制約を受ける中で、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、招集による会合とオンラインの併用、又はオンラインのみにて実施した。

本年度における主たる事業活動の概要は以下のとおりである。

1. 輸出の秩序化と活性化に資するための情報収集、また、組合員及び関係当局等へ情報提供を行い相互に意見交換、意思疎通を進めた。
2. 日本繊維産業連盟・通商問題委員会等（計5回開催）に参画し、EPA、FTAを中心とした繊維通商問題について、情報交換、意見交換を行うとともに関連するセミナーを開催し、組合員への情報発信を行った。併せて事務局は各種EPA、FTAに関する組合員からの問い合わせ窓口として対応した。
3. 経済産業省の所管のもと、日本繊維産業連盟及び傘下団体を始めとした我が国の繊維団体を構成員とする「繊維産業技能実習事業協議会」（計1回開催）へ参画し、外国人技能実習制度の適正な実施に向け対応した。並びに、繊維産業流通構造改革推進協議会による取引適正化の「自主行動計画」への取り組みとして組合員への情報発信による普及啓発に努め、併せてアンケートやヒアリング調査等フォローアップを行った。（P.16、27）
4. 各商品別委員会、専門別委員会は各々の所管事業に関する活動を行った。（P.15）
5. 関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）の適用期限延長や日英包括的経済連携協定における原産地規則の一部見直しなどについて当局へ要請した。（P.17、20、29、33）
6. 財務省・税関原産地センターによる「経済連携協定 原産地規則セミナー（日EU・日英協定 輸入繊維製品を中心に）」や、経済産業省通商政策局経済連携課による「日英経済連携協定セミナー」を開催し、組合員企業の実務担当者の知識を深め業務効率化に寄与した。（P.24）
7. 税関や各専門家による「貿易実務研修会」、「繊維の基礎知識」など、組合員新入社員向け各種研修会を実施し、組合員企業の人材育成に寄与した。その他組合員の関心の高い事項に

- ついて各種セミナーを開催した。尚、今回の研修会、セミナーは、オンラインにて開催。(P.23)
8. 繊維貿易情報センターでは、中国、アセアン諸国を中心に情報収集に努め、「中国情報」「ベトナム情報」を中心に各種情報のメール配信を行った。(P.22)
 9. 日本繊維輸入組合、(一社) テキスタイル倶楽部との合同事業として、上海駐在の組合員企業間の情報交換を目的に上海分会を前年度に続き設置し、情報共有等を行った。(P.26)
 10. 中国、タイ、台湾、イタリアなど海外関係機関及び国内関係機関との交流促進や、これらの機関が実施する我が国での展示商談会の後援を行った。(P.23)
 11. 「組合運営に関するタスクフォース」を開催し、①組合の中期収支見通し、②次年度の組合賦課金、③次年度の事業計画、等について検討を行い、結果を企画委員会に提言した。(P.18)
 12. 海外市場開拓委員会の下部機構として「有識者会議」を設置して、組合事業の企画立案及び輸出状況の分析等について活発な意見交換を行った。(P.17)
 13. 原産地証明業務として、原産地証明書の発給業務を行った。(P.31)
 14. 通関情報処理システムの組合員の輸出入情報を代行処理し、当組合ホームページ内で組合員が閲覧可能な自社分の日次の輸出入データの情報提供を行った。(P.31)
 15. 「TEXTILE EXPORTS OF JAPAN」、その他各種統計資料を作成し、輸出組合のホームページに掲示し、組合員への情報提供を行った。(P.31、32)
 16. 日本貿易振興機構(ジェトロ)、日本貿易会、日本繊維産業連盟等の国内関係諸機関、諸団体事業への協力を行った。(P.30)

第四 総会・理事会・監事会

I. 総 会

第 21 回通常総会

日 時：2020 年 6 月 26 日（金）14 時 30 分～16 時 20 分

場 所：ホテル グランドパレス 4 階「桂・橘の間」（東京都千代田区飯田橋 1-1-1）

議 長：松永理事長

議 案：第 1 号議案 2019 年度事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2020 年度事業計画書並びに収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 2020 年度における加入金、賦課金の額並びにその徴収の時期、
方法案の承認に関する件

第 4 号議案 定款一部変更(案)の承認に関する件

第 5 号議案 任期満了に伴う役員改選の件

以上が審議され、承認された。

II. 理 事 会

第 63 回 理事会（書面審議）

日 時：2020 年 5 月 14 日（木）

場 所：大阪本部事務所「会議室」

議 案：第 1 号議案 2019 年度事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2020 年度事業計画書並びに収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 2020 年度における加入金、賦課金の額並びにその徴収の時期、
方法案の承認に関する件

第 4 号議案 定款一部変更(案)の承認に関する件

第 5 号議案 役員任期満了に伴う次期役員候補者の推薦に関する件

第 6 号議案 2020・2021 年度の各委員会の委員選出に関する件

第 7 号議案 第 21 回通常総会の開催日時及び場所決定に関する件

第64回 理事会

(輸入組合 第373回理事会との合同開催)

日 時：2020年10月22日(木) 14:00～14:30

場 所：東京本部事務所 4階「会議室」

議 長：森専務理事

議 案：1. 理事長、副理事長、理事長代行、専務理事、常務理事、顧問の選任に関する件
2. その他

Ⅲ. 監事会

日 時：2020年4月17日(金) 12時00分～13時30分

場 所：輸出繊維会館 当組合会議室

2019年度決算書類及び伝票・証憑類等の監査

第五 企画委員会及び商品・専門別委員会等

I. 企画委員会

企画委員会は、組合事業運営に関する諸事項や、商品別、専門別の各委員会、また、組合運営に関するタスクフォースから、それぞれ提議された重要事項について審議し、理事会に付議した。

委員会 (2020 年度第 1～3 回)、議題・審議事項

2020 年度第 1 回

1. 2019 年度事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分、各案承認に関する件
2. 2020 年度事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件
3. 「定款」一部変更に関する件

2020 年度第 2 回 (書面審議輸入組合 第 188 回企画委員会との合同開催)

1. 2020 年度正副委員長選任について
2. 「組合運営に関するタスクフォース」の検討課題等について
3. その他
 - (1) 関税暫定措置法第八条における製品輸入期間の延長について(財務省へ要望書提出)
 - (2) 日 EU・EPA に関する意見・要望等について (経済産業省へ意見・要望提出)
 - (3) 「日英 EPA E P A 説明会」開催のご案内 (オンラインにて 12 月 16 日開催)

2020 年度第 3 回 (輸入組合 第 189 回企画委員会との合同開催)

1. 最近の通商動向について
2. 「組合運営に関するタスクフォース」の検討結果について
3. 2021 年の繊維製品輸入見通しについて (輸入組合議題)
4. 各委員会の活動および事業計画(案)について (輸入組合議題)
5. 2021 年の繊維製品輸出見通しについて
6. その他

II. 原料資材委員会

委員会及び情報交換会（2020年度第1回・書面開催）、議事内容、事業活動

1. 2021年(1～12月)原料・資材輸出見通し策定について
2. 2021年度事業計画について

III. 漁網・漁網糸委員会

繊維製品の輸出取引に関する諸問題の検討の場として設置され、全国各地から招集されるが、2020年度においては新型コロナウイルス感染症予防の観点より2020年度においては記載すべき活動は見られなかった。

IV. 織・編物委員会

委員会及び情報交換会（2020年度第1回・書面開催）、議事内容、事業活動

1. 2021年(1～12月)織・編物輸出見通し策定について
2. 2021年度事業計画について

V. アパレル委員会（東京・大阪合同）

委員会及び情報交換会（2020年度第1回・書面開催）、議事内容、事業活動

1. 2021年のアパレル輸出見通し策定について
2. 委員会事業について

VI. 技能実習及び取引適正化推進委員会

委員会及び情報交換会（2020年度第1回）、議事内容、事業活動（輸入組合と合同開催）

1. 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」について
ご説明：ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン 和田 征樹 氏
2. 「コットン2040(サステイナブル・コットンの調達能力育成支援)」について(ご紹介)
ご説明：ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン 下田屋 毅 氏
同 杉本 泰樹 氏
3. その他（報告事項、情報交換など）
(1) 新疆ウイグル自治区に係る新疆綿の動向

- (2) 2021年4月1日以降の消費税表記について
- (3) 日本アパレル・ファッション産業協会の工場監査要求事項について
- (4) その他（自主行動計画フォローアップ調査協力への御礼）

VII. 家庭用品委員会

繊維製品の輸出取引に関する諸問題の検討の場として設置されているが、2020年度においては記載すべき活動は見られなかった。

VIII. 海外市場開拓委員会

輸出繊維品に係る積極的な輸出振興策等の対策協議の場として設置されているが、2020年度においては新型コロナウイルス感染症予防の観点より記載すべき活動は見られなかった。

※ 尚、海外市場開拓委員会の諮問機関としての「有識者会議」は、2020年度に2回開催され、組合事業の企画立案を始めとして、輸出状況の分析や輸出に係わる諸事項について幅広い意見交換が行われた。

IX. ロジスティクス委員会

1. 関税制度等分科会(関西地区)(輸入組合と合同開催)

(第21回)、議事内容、事業活動

- (1) 新型コロナウイルス感染症禍におけるバングラデシュの状況について
ご説明：鴻池運輸㈱、㈱桑原、PQC チッタゴン
- (2) 新型コロナウイルス感染症を原因とする関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）の適用における製品輸入期限の延長要望について
- (3) 日英包括的経済連携協定（日英EPA）の大筋合意について
- (4) 日EU経済連携協定に関する意見・要望等について
- (5) インド原産地証明に係る新ルール（CAROTRA2020）の開始について
- (6) フィリピンからのEU GSP プラスにおける拡張累積適用に関する協力要請について
- (7) 情報共有
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響等について
 - ② 事後調査の状況について
 - ③ その他

2. 経済産業省への協力・対応

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う防護服、マスクパーツ等の物資調達・緊急輸入に関する情報共有
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う欧州各国措置の影響についての調査、情報共有
- (3) 中国向け水洗い羽毛に関する新たな措置の影響についての調査、情報共有
- (4) 日印経済産業パートナーシップに係る対インド繊維ビジネスについての情報共有
- (5) 日英パートナーシップ協定交渉に係る意見・要望等についての調査、情報共有
- (6) ウズベキスタンのWTO加盟申請に伴う譲許税率のオファーに対する情報共有
- (7) インド原産地証明に係る新ルール（CAROTRA2020）に関するアンケート調査への対応
- (8) 日 EU 経済連携協定における専門委員会に係る協定活用企業・事業者意見・要望等についての調査、情報共有
- (9) インドネシア輸入アパレル製品に対するセーフガードが発動された場合の影響度についての調査、情報共有
- (10) フィリピンからの EU GSP プラスにおける拡張累積適用に関する協力要請についての調査、情報共有
- (11) 日メキシコ経済連携協定における 61 類～63 類に対する TPL 活用に係るメキシコ国内手続きに関する運用変更の影響についての調査、情報共有
- (12) 東京港の渋滞解消に向けた課題把握に関する東京都港湾局ヒアリング調査への対応
- (13) 日 EU 経済連携協定の品目別規則の解釈（第 57 類、第 61 類）についての確認、情報共有
- (14) CPTPP への英国加盟の影響についての調査、情報共有
- (15) RCEP 発効後の新たな商流の可能性及び既存商流への影響等、今後の EPA 活用に関するヒアリングへの対応

X. 組合運営に関するタスクフォース

本機関は、①輸出組合の中期収支見通しのリバイス、②組合運営効率化、機能強化等の検討及び対応、③今後新たに事業強化すべき課題、等これらに関する検討と推進を目的に企画委員会の下部組織として継続設置された。2020 年度の主な活動内容は以下のとおり。

委員会（2020 年度第 1 回・オンライン開催）、議題・審議事項（輸出組合との合同開催）

1. 議長選出
2. 中期輸出入見通し等アンケート調査結果報告
3. 輸出組合の中期収支見通し、及び 2021 年度の賦課金率等について
4. 輸入組合の中期収支見通し、及び 2021 年度の賦課金率等について（輸入組合議題）
5. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う次期理事長について

6. 2021 年度委員会等事業計画に関する検討について（輸入組合議題）
7. 東京本部ビルの修繕について（輸入組合議題）
8. その他

第六 事業 関係

I. 2021年（令和3年）新年賀詞交歓会【中止】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

II. EPA/FTA 協議等への対応

1. 日EU経済連携協定について

(1) 駐日欧州連合代表部

駐日欧州連合代表部は、日EU・EPAについてEPA利用率が低いセクターとして衣類、靴、革製品、化粧品を挙げ、関連製品の日本の輸入者等に対し、EPAを利用しない理由、及び利用の妨げとなっている問題等について意見を求めたため、2019年12月ロジスティクス委員会とイタリア大使館との意見交換、及び2020年2月駐日欧州連合代表部及び関税協会主催のセミナー・意見交換会へ提出した意見書を新たに取り纏め翻訳し、「日EU経済連携協定に関する利用者意見等」として駐日欧州連合代表部へ提出した。

2020年2月時点、欧州委員会税制・関税同盟総局の貿易円滑化・原産地規則及び国際協力担当者に対し、繊維製品の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分」のみを原産地判定のための基準とする改正が最善であると要望していたが、改めて、利用者意見として提出した。

◆『日EU経済連携協定に関する利用者意見等』（原本 P.33参照）

1. 日EU・EPAの利用状況
2. 日EU・EPA利用が進まない理由（輸入者の声）
 - (1) 事後検認による否認・課税リスク
 - (2) 産品の原産性を明らかにする為の情報（資料）の入手の難しさ
3. 日EU・EPAの積極的利用にむけて必要なこと（輸入者の声）
4. EU側関係機関との連携・協力について

(2) 経済産業省

経済産業省は、日本が欧州連合（EU）との間で締結した日EU・EPAが2019年2月に発効してから1年半が経過し、本協定を日本企業にとってより一層活用しやすく、日本企業がより裨益する協定としたいとし、意見・要望を求めたため、輸出・輸入組合のロジスティクス

委員会にて意見徴収し取り纏め、「日EU・EPAに関する意見・要望等について」として経済産業省へ提出した。

特に、EUからの衣類輸入におけるEPA利用率の向上には、日本が結ぶASEAN諸国とのEPAと同様に、繊維製品の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分」のみを原産地判定のための基準とする改正が最善であると要望。

◆『日EU・EPAに関する意見・要望等について』（原本 P.36参照）

1. 日EU・EPAを利用できない理由について（輸入者の意見）
 - (1) 事後検認による否認・課税リスクについて
 - (2) 煩雑なEPA申請業務
2. 日EU・EPAの積極的利用にむけて必要なこと（輸入者の意見）
 - (1) 日本側とEU側民間企業の間が生じている解釈の違いの是正
 - (2) 「関税分類を決定する構成部分についてのみ適用」の規定導入
3. その他
 - (1) PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品について
 - (2) 自己認証の正確性についてのルール
 - (3) 検認の実態についての公表

2. 日英経済連携協定について

2020年1月末にEUを離脱した英国は、日EU経済連携協定が2020年末をもって適用されなくなることから、日英間で経済パートナーシップに関する交渉において、日EU・EPAをベースとした日英の新たな連携協定条文等が検討されていく中で、経済産業省より品目別規則などについて意見・要望を求められたため、輸出・輸入組合のロジスティクス委員会にて意見徴収し取り纏め、「日英の新たな連携協定におけるPSR（品目別規則）について」として経済産業省へ提出した。

特に、品目別規則における「関税分類を決定する構成部分」のみへの適用について、アセアン諸国との協定等において採用されてるため、日英EPAにおいても同様の規定の採用を要望した結果、取り入れられた。

◆『日英の新たな連携協定におけるPSR（品目別規則）について』（原本 P.39参照）

- (1) 「関税分類を決定する構成部分」のみへの適用について
- (2) PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品について
- (3) 織物のPSRについて

3. EU の GSP+(GSP プラス)

フィリピン政府は、EUのGSP+（GSPプラス）における「拡張累積」制度について、EU～フィリピン間の繊維貿易において、日本産原材料（生地）を「拡張累積」の対象としたい旨、経済産業省に要請し、経済産業省は本件に関し、当組合へ意見を求めた。

この「拡張累積」は、EUとFTA / EPAが結ばれている国の産品が認められており、日本産原材料（生地）を使用しフィリピンで縫製された衣類は、GSP+の原産地規則を満たし、EUの輸入関税がゼロとなる。

同様に、韓国もEUとFTAを締結していることから、韓国産原材料（生地）もフィリピンで縫製される衣類の原材料となり、GSP+における「拡張累積」制度の対象となり得ることから、当組合としては、日本産原材料（生地）がGSP+の「拡張累積」に適用されるのであれば、日本産生地の輸出競争力も増加するものと考えられるため、フィリピンからの協力要請に対し、応じるよう経済産業省へ要請した。

Ⅲ. 繊維貿易情報センター

2005 年度から実施した繊維貿易政策研究と中国繊維情報センターを統合し、2006 年 9 月から繊維貿易情報センターとして組合の事業活動の一環として設置された。2020 年度は前年に引き続き中国情報、ベトナム情報の配信を行った。

1. 繊維貿易情報センターに研究員として次のとおり委嘱した。

米良章生	上席研究員	繊維貿易政策担当
神山義明	上席研究員	インド、南アジア地域担当
武藤和芳	主任研究員	輸出振興事業担当
古宮 滋	主任研究員	アセアン地域担当
大谷 巖	主任研究員	EU 地域及び貿易手続き関係担当
竹内忠男	主任研究員	ファッショントレンド・テキスタイル担当
正田康博	主任研究員	縫製技術・生産管理担当
神谷憲一	主任研究員	貿易手続き、アセアン地域担当
藤田 誠	研究員	ミャンマー担当

2. 情報配信事業

(1) 中国情報

2020 年度中に組合員に 13 回、中国等を中心に繊維取引・貿易に関わる法令・制度や政策等の改変、関税、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

(2) ベトナム情報

2020 年度中に組合員に 4 回、ベトナムを中心に貿易に関わる法令・制度や政策、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

3. 研修会

組合員の新入社員向けに、担当研究員が講師となり毎年7月と2月に、東京、大阪、名古屋で「貿易実務の基礎研修」を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症予防の観点により開催延期した。

IV. 展示商談会への参加、協力、受け入れ

展示商談会等/当組合後援名義付与

名 称	会 期	会 場	主催者等
Premium Textile Japan 2021 Spring/Summer	5/13～14 (開催中止)	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構
WEB セミナー「中国駐在員必見！新型コロナ下での中国ビザの取得について」	7/8	ウェブセミナー	一般社団法人 日中経済貿易センター
「第 22 回中国山東省輸出商品展示商談会」	11/10～12	マイドーム大阪3階	中国山東省商務庁
JFW ジャパン・クリエーション 2021	11/18～19	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構
Premium Textile Japan 2021 Autumn/Winter	11/18～19	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構
WEBセミナー「日本→中国渡航事情・ビザ手続き・中国入国についての現状」	2/25	ウェブセミナー	一般社団法人 日中経済貿易センター

V. 研修会、講演会、セミナー等の開催

〈WEB 開催〉

(1) 中国駐在員必見！新型コロナ下での中国ビザの取得について

(主催：一般社団法人日中経済貿易センター 後援：輸出組合、輸入組合 他)

開催日：2020年7月8日(水)

開催方法：オンラインセミナー (Zoom)

参加者数：約 750 名 (うち輸出組合・輸入組合の組合員企業は、約 50 名)

講師：日中平和観光株式会社 ビザ課課長 池田 朋憲 氏

(2) 第29回貿易実務研修会（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催日：2020年11月10日（火）、11日（水）

開催場所：大阪/輸出繊維会館 及び WEB ライブ配信

参加者数：10日＝会場／35名、WEB ライブ視聴者／120名

11日＝会場／34名、WEB ライブ視聴者／105名

講師：大阪税関 業務部 各担当官

1日目

- | | | | |
|---------------------|----------|----|--------|
| 1. 「輸入申告手続き」について | 通関総括第1部門 | 岩本 | 上席審査官 |
| 2. 「品目分類（繊維関係）」について | 関税鑑査官 | 浅野 | 関税鑑査官 |
| 3. 「原産地規則」について | 原産地部門 | 村田 | 原産地調査官 |

2日目

- | | | | |
|-----------------|----------|----|-------|
| 1. 「関税評価制度」について | 関税評価部門 | 笠川 | 関税評価官 |
| 2. 「減免税制度」について | 通関総括第3部門 | 平木 | 総括審査官 |

(3) 繊維の基礎知識と品質評価研修会（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催日：2020年11月26日（木）

開催方法：オンラインセミナー（Google Meet）

参加者数：120名

講師：一般財団法人 カケンテストセンター

- | | |
|----------------------------------|---------|
| 1. 「繊維・糸・生地及び染色の基礎知識」 | 渡邊佳奈子 氏 |
| 2. 「衣料品の国内法規制（組成表示、取扱い表示、原産国表示）」 | 門 統子 氏 |
| 3. 「付加する機能とその評価」 | 奥 貴憲 氏 |
| 4. 「クレーム事例について」 | 並木 克彦 氏 |

その他：定員を超えた申込者があった為、期間限定で動画配信を行った。

（配信期間：12月2日（水）～12月9日（水））

(4) 日英経済連携協定（EPA）説明会（共催：輸入組合）

開催日：2020年12月16日（水）

開催方法：東京本部事務所会議室およびオンライン（Microsoft teams）併催

参加者数：120名

講師：経済産業省 通商政策局経済連携課 課長補佐 橘 雅浩 氏

(5) 貿易実務の基礎 研修会

(共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部、日本アパレル・ファッション産業協会)

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発出のため開催延期

開催日：2021年2月9日(火) - 10日(水)

開催方法：オンラインセミナー

講師：ジェトロ認定貿易アドバイザー 大谷 巖 氏

(6) 日本→中国渡航事情・ビザ手続き・中国入国についての現状

(主催：一般社団法人日中経済貿易センター 後援：輸出組合、輸入組合 他)

開催日：2021年2月25日(木)

開催方法：オンラインセミナー (Zoom)

参加者数：約800名 (うち輸出組合・輸入組合の組合員企業は、約70名)

講師：日中平和観光株式会社 代理店課 池田 朋憲 氏

(7) 経済連携協定・原産地規則セミナー (繊維製品について)

(共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部)

開催日：2021年3月26日(金)

開催方法：オンラインセミナー (Zoom)

参加者数：110名

講師：東京税関 業務部 総括原産地調査官 上席調査官 小栗 章司 氏
調査官 飯島 望 氏

VI. 海外(含む駐日)関係機関等交流・協力等

- 4月26日(木) / (大阪) 大阪税関 大手前出張所担当官との意見交換
- 7月8日(水) / (東京) 東海大学海洋学部教授との最近の繊維製品の生産動向と繊維関連物流事情等に関するインタビュー
- 9月10日(木) / (大阪) 外国人技能実習の適正な実施等の為の取組につき、一般社団法人アスク理事等との意見交換
- 10月12日(月) / (東京) 財務省 関税局関税課担当官との輸入動向のヒアリング
- 11月25日(水) / (大阪) 大阪税関 監視部担当官の「税関検査場電子申告ゲート」に関する説明及び組合員への周知依頼
- 11月26日(木) / (東京) 東京都港湾局担当官との東京港の渋滞解消に向けた課題把握に関しロジスティクス委員会とのヒアリング

VII. 上海分会

日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合、テキスタイル倶楽部（第7回から参加）の3団体は、合同事業として、組合員の上海駐在企業相互の情報交換と懇親を促進し、また、必要に応じて中国現地での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するために、2006年（平成18年）8月に「上海分会」を設立した。2020年度に於いては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送り情報共有のみ行った。

「上海分会」会員会社名簿（2020年12月31日現在 25社/登録者数45名）

会社名（現地）	会社名（現地）
日鉄物産（上海）有限公司	帝人商事（上海）有限公司
蝶理（中国）商業有限公司	神栄（上海）貿易有限公司
科立思管理（上海）有限公司（GSI中国社）	東洋紡高機能製品貿易（上海）有限公司
伊藤忠繊維貿易（中国）有限公司	双日繊維（上海）有限公司
Forward Apparel Company	住衣時裝国際貿易（上海）有限公司
興和（上海）貿易有限公司	三發成（上海）国際貿易有限公司
丸紅（上海）有限公司	瀧定大阪（上海）商貿有限公司
丸紅繊維（上海）有限公司	田村駒（上海）紡織品有限公司
菱華商業（上海）有限公司	新東商国際貿易（上海）有限公司
三井繊維物資貿易（中国）有限公司	豊田通商（上海）有限公司
紹興凱越進出口公司杭州事務所	豊島國際（上海）有限公司
尼西則瓦（上海）貿易有限公司	八木通商（上海）有限公司
譜洛革時（上海）貿易有限公司	

〈管理部門分科会〉

上海分会の会員企業からの要望により、組合員の現地各社に共通する人事管理、法務、税務、財務等の管理部門が抱える諸問題について実務担当者による情報と意見の交換、及び交流を目的として、2010年（平成22年）9月に「上海分会」の下に「管理部門分科会」を新たに設置した。

2020年度に於いては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送り、情報共有のみ行った。

VII. 繊維産業技能実習事業協議会と取引適正化推進への対応

1. 繊維産業技能実習協議会

経済産業省と日本繊維産業連盟は、外国人技能実習に関し、繊維産業における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されていることから、2018年3月23日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第54条第1項に基づき、繊維業界団体等を構成員とした「繊維産業技能実習事業協議会」を設置し、2018年3月23日に第1回会合を開催、2020年度は第9回を開催した。

経済産業省と日本繊維産業連盟が事務局となり、第1回から第3回までの会合において、協議会設置の主旨、運営方法、外国人技能実習制度の現状、課題及び問題点等について認識するとともに対応等について検討し、第4回会合において、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定・公表した。取組の内容は、①技能実習に係る法令遵守等の徹底、②取引適正化の推進、③発注企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）、④業界団体における体制等の整備、などが挙げられ、業界団体主導により、特に、大企業が率先して具体的行動をとることが求められ、業界団体と縫製業の受発注企業が早急かつ重点的に「取組」への対応を求められた。

第9回（2020年7月13日）

議題1. 取組状況のフォローアップ

- ・認定計画未履行、時間外労働違反、残業割増賃金未払いなどにより行政処分や勧告などを受けた企業が所属する業界団体より経過・改善状況などを報告。
日本タオル工業組合連合会、日本アパレルソーイング工業組合連合会、日本アパレル・ファッション産業協会

議題2. 技能実習事業の最近の状況

法務省出入国在留管理庁より以下について報告。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱い。
- ・本俸に入国を予定している方に係る取扱い。
- ・技能実習法に基づく行政指導等の状況。

厚生労働省より以下について報告。

- ・技能実習生本位に考え審査基準をクリアする実習計画の策定。
- ・新型コロナウイルス感染症により技能実習対象製品の製造機会損失に伴う特例措置の承認。

議題 3. 意見交換

- ・技能実習の適正化は新型コロナウイルス感染拡大など環境変化で課題が残るものの継続的に対応が必要。
- ・特定技能について、新型コロナウイルス感染症の影響がある一方で、中長期的に日本の繊維産業の人材不足は更に顕在化する可能性あるため行政と緊密な連絡を深めたい。

2. 輸出・輸入組合の「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への対応について

2018年6月19日、第4回繊維産業技能実習協議会において取り纏められた「取組」に関し、当組合は輸出組合と共に「技能実習及び取引適正化分科会」を設置し2018年9月に第1回会合を開催した。2019年度から「技能実習及び取引適正化分科会」から「委員会」へ改称し、第4回委員会を11月に開催、(一社)ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーンより講師を招き、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォームについて」や「コットン2040(サステイナブル・コットンの調達能力育成支援)」について説明、種々情報共有した。

3. 取引適正化の推進

日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会(以下、SCM推進協議会)は、経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下、ガイドライン)」に基づき、繊維産業における自主行動計画を2017年3月に策定し2019年4月に改訂した。

SCM推進協議会は、繊維産業のビジネスモデルの変化に伴い、今までの取引適正化に加え、法令遵守、労働環境確保などについて、サプライチェーン全体の企業において社会的責任を有する旨を記載した「取引ガイドライン第三版」を策定した。

輸入・輸出両組合は、SCM推進協議会の「取引改革委員会」へ参画するとともに、自主行動計画の実態調査のための第4回フォローアップ調査へ協力した。

4. 日本繊維産業連盟「技能実習適正化推進委員会・取引適正化推進委員会」への参加 2020年度第1回

日時：2020年12月7日(月)

場所：野村コンファレンスプラザ日本橋

- 議題1. 団体における取組状況について
- 議題2. 第4回自主行動計画フォローアップ調査結果について
- 議題3. パートナリシップ構築宣言について

IX. 関係当局への対応

1. 経済産業省関連事項について

- (1) 新型コロナウイルス感染症を原因とする関税暫定措置法第 8 条（加工再輸入減税制度）の適用における製品輸入期限の延長を要望
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う欧州各国措置の影響についての情報共有
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う防護服、マスクパーツ等の物資調達・緊急輸入に関する情報共有
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る中国のマスク等個人防護具輸出強化に関する情報共有
- (5) 中国向け水洗い羽毛に関する新たな措置の影響についての調査、情報提供
- (6) 日印経済産業パートナーシップに係る対インド繊維ビジネスについての情報共有
- (7) 日英パートナーシップ協定交渉に係る意見・要望等についての調査、情報共有
- (8) ウズベキスタンの WTO 加盟申請に伴う譲許税率のオファーに対する情報共有
- (9) 日 EU 経済連携協定における専門委員会に係る協定活用企業・事業者意見・要望の提出
- (10) インドネシア輸入アパレル製品に対するセーフガードが発動された場合の影響度についての情報共有
- (11) 日メキシコ経済連携協定における 61 類～63 類に対する TPL 活用に係るメキシコ国内手続きに関する運用変更の影響についての調査、情報共有
- (12) 日 EU 経済連携協定の品目別規則の解釈（第 57 類、第 61 類）についての確認、情報共有
- (13) ミャンマー軍事クーデターの影響についての情報共有
- (14) CPTTP への英国加盟の影響についての調査、情報共有
- (15) RCEP 発効後の新たな商流の可能性及び既存商流への影響等、今後の E P A 活用に関するヒアリングへの対応

2. 財務省関連事項について

- (1) 新型コロナウイルス感染症を原因とする関税暫定措置法第 8 条（加工再輸入減税制度）の適用期限の延長を要望
 - ・ 関税暫定措置法第 8 条（加工再輸入減税制度、通称 暫 8）を適用し、本邦より原材料を輸出し、製品として輸入する持ち帰り貿易において、新型コロナウイルス感染症の影響により、製品の輸入が原材料の輸出の許可日から一年を超えることとなり、同制度が適用できない可能性があることから、製品輸入期間の延長について、関西ファッション連合、日本アパレル・ファッション産業協会、日本繊維輸出組合・輸入組合の連名にて要望した。（原本 P.42 参照）

(2) 財務省関税局より衣類・繊維製品の輸入に関するヒアリングへの対応

- ・過去の輸入額・輸入数量の動向、及びその背景事情
- ・2019年度・2020年度の輸入額・輸入数量の見通し
- ・国内市場の動向及び今後の見通し
- ・海外における生産の動向及び今後の見通し
- ・日本の繊維産業全般

3. 東京都関連事項について

東京港の渋滞解消に向けた課題把握に関する東京都港湾局ヒアリング調査への対応

X. 国内関係諸団体

当組合は、国内関係諸団体の会員、協力団体として、その事業遂行に積極的に協力した。当組合が加入している国内関係諸団体は以下のとおりである。

日本繊維産業連盟、日本貿易会、日本貿易振興機構、英国市場協議会、繊維評価技術協議会、日本関税協会、繊維産業流通構造改革推進協議会（繊維ファッション SCM 推進協議会）、東京社会保険協会、日中経済貿易センター、対日貿易投資交流促進協会

XI. CSR について

新興国への事業展開が進む中、自社工場やサプライチェーンにおける労働問題（児童労働、強制労働、低賃金、劣悪な労働環境等）が、経営上のリスクとして大きくクローズアップされている。

労働問題への対応が不適切な場合、企業のブランドイメージの低下や、それに伴う売上の減少、そして労働ストライキや訴訟へと発展し、企業の責任が厳しく問われることになる。

このことから2015年度より、日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合・一般社団法人テキスタイル倶楽部共催で、組合員への情報発信、情報交換を目的に、CSRセミナー・勉強会を開催している。

また2018年3月より、経済産業省製造産業局長主宰の繊維産業技能実習事業協議会への参加に伴い、2019年に組合内に「技能実習及び取引適正化推進委員会」を設置し、繊維産業において多く指摘されている外国人技能実習生に関する法令違反問題について、改善に取り組んでいる。（第五-VI・第六-VIII）

第七 業務関係

I. 輸出繊維品の原産地証明書発給状況

当組合は、繊維品輸出に係る原産地証明書の発給業務を行っており、2020年1～12月に発給した証明書の件数は下記の通りであった。

2020年1～12月 原産地証明書発給件数

		件数	前年比
大阪本部	組合員	1,227	66%
	非組合員	100	53%
東京支部	組合員	86	61%
	非組合員	6	29%
合計	組合員	1,313	66%
	非組合員	106	51%
総合計		1,419	64%

II. 広報、諸統計、その他

1. ホームページでの広報等による情報提供

現在まで作成してきた各種貿易統計をタイムリーに活用できるサービス体制の強化を目指すとともに、効率的な業務運営並びに経費節減の観点から、2002年8月にホームページを開設した。更に、2005年4月より、当組合の繊維品輸出統計（「TEXTILE EXPORTS OF JAPAN」、
「化合繊維・綿の輸出動向」、
「織・編物（絹・化合繊維・綿・毛）輸出動向」、
「主要繊維二次製品輸出動向」）の配付を取り止め、ホームページに掲載することにした。

また、各種案内、制度変更の通知、各種報告書、各種統計等を掲載したほか、重要または緊急性のある情報を迅速に掲載する等組合員への情報サービスの強化を図るとともに HP の利用推進を図った。

URL <http://www.jtea.or.jp> （なお、当組合のEメール・アドレスは info@jtea.or.jp）

2. 諸統計の作成

(1) 通関情報処理システム (CCIS)

①下記のCCISデータ項目の内容で、組合員の貿易データの電算処理を行った。

輸入：Ⅰ・Ⅱタイプ共通；荷主 REF. No.、荷主セクションコード、申告税関コード、申告番号、輸入者コード、貨物個数、許可年月日、インボイス価格、通関金額、品目コード（HSコード）、数量1（第1数量、単位）、数量2（第2数量、単位）、原産地国名等
Ⅱタイプ；大額、小額表示、インボイス条件、インボイス通貨、評価申告区分、内国消費税、納税支払区分、延納許可区分、担保額、関税率区分、関税減免税適用条項等
輸出：荷主 REF. No.、荷主セクションコード、申告税関コード、申告番号、輸出者コード、仕向け地、許可年月日、インボイス価格、FOB 価格、品目コード（HSコード）、数量1（第1数量、単位）、数量2（第2数量、単位）、原産地国名、無為替等

- ② これらのデータを基に作成した、各組合員の自社に関する輸出入の諸統計情報及び CCIS の原データを、組合のホームページからダウンロードして閲覧することができるサービスを2020年度も継続して実施した。

(2) 輸出貿易統計

日本の繊維品輸出貿易について、財務省ホームページ等から日本の繊維品輸出通関実績を入手し、「TEXTILE EXPORTS OF JAPAN」、主要品目統計などの月表を毎月作成して組合ホームページに掲載した。

3. 登記・届出関係

- ① 2020. 7. 9 2019年度事業報告書等の承認届（経済産業大臣）
- ② 2020.11.11 役員に関する変更届（経済産業大臣）
- ③ 2020.10.16 定款変更認可
- ④ 2020. 8. 24 代表理事変更登記

添付書類（要望書 原本）

1. 『日 EU 経済連携協定に関する利用者意見等』

日 EU 経済連携協定に関する利用者意見等

日本繊維輸入組合
ロジスティクス委員会

1. 日 EU・EPA の利用状況

- ・日 EU・EPA は 2019 年 2 月 1 日に発効してから 10 か月が経過するが、2019 年 2 月の発効から 9 月までの EU からの輸入実績において、衣類輸入における日 EU・EPA の利用率は金額ベースで 22.7%（2-9 月累計）に留まっている。
- ・また、ニット製衣類の同利用率が 27.1%であるのに対し布帛製衣類は 20.3%となっており、特に布帛製衣類については、主素材である表生地に加え裏地、芯地、ラベル、及び副資材など非常に多くの原材料から構成されており、それらの織物製の原材料全てを対象として原産地判定を行うことが非常に困難であるなどの理由から、本協定を利用することが難しい状況にあるものとする。

2. 日 EU・EPA 利用が進まない理由（輸入者の声）

（1）事後検認による否認・課税リスク

税関は、2019 年 8 月 1 日に日 EU・EPA の輸入申告時の一部税関手続きの簡略化及び輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明（資料）に関する再周知を行い、現在は、産品が日 EU・EPA の特惠適用要件を満たすことの説明（資料）について、「輸出者自己申告の場合、輸入者は、提供することができる範囲において税関に提出する。」ものとし、「入手できない説明（資料）まで税関へ提供する義務を負っているものではない。」としており、営業秘密等で輸出者または生産者から入手できない情報は、輸入申告時には開示しなくても良いことになっている。

しかし、事後検認（事後調査）でこうした説明（資料）の開示要求がされた場合は、税関が産品の原産性を確認するための十分な情報を開示することが求められ、要求に対応できず十分な情報（資料）が揃わなかった場合は、特惠税率の適用が否認され、輸入者には追徴課税、加算税等の支払い義務が生じることになる。

こうした事後の特惠否認による課税リスクを負っている輸入者においては、いくら輸出者または生産者から入手できない情報は輸入申告時には開示しなくても良いことになっていても、税関が産品の原産性を確認するために十分な情報を手元に保持（担保）できていない限

り、そのリスクの大きさから EPA 利用を躊躇せざるを得ない状況に変わりはなく、今後も本 EPA の利用度は大きく上がらないものとする。

(2) 産品の原産性を明らかにする為の情報（資料）の入手の難しさ

こうした輸入者が負っている課税リスクは、何も日 EU・EPA に限ったことではなく、従来の第三者証明制度が採用されている他の協定においても同じであるが、問題は、日 EU・EPA においては、他の協定において輸入者が手元に保持（担保）できていた産品が特惠適用要件を満たしていることの説明（資料）が確保できないことにより、輸入者が EPA 利用を躊躇するケースが多くみられるという現状であり、日 EU・EPA の利用率が低迷しているのは、決して輸入申告時のレギュレーションの問題ではないと考える。

EU 原産品の輸入の場合、ジャケット EUR300、パンツ EUR200 など 1 枚ごとのユニットプライスでの契約が多く、アジア圏での OEM 生産などの輸入者が生産背景を全て把握している取引とは異なり、生産工程や使用生地・付属品などの情報を輸入者（商社）は把握できない場合が多い。

こうした中で、輸入者が輸出者及び生産者より、産品の原産性を明らかにする為の生産工程や使用生地・付属品等に関する十分な情報の提供を受けられない場合、輸入者には上記の事後検認による特惠否認・課税リスクの大きさから EPA 利用を躊躇せざるを得ない状況にあることについて、現時点では EU 側輸出者及び生産者の理解を得ているといい難く、必要な情報（資料）を入手することを難しくしていると感じる。

3. 日 EU・EPA の積極的利用にむけて必要なこと（輸入者の声）

- ・現状において、輸入者が日 EU・EPA の利用を躊躇せざるを得ない大きな理由となっている事後検認による特惠否定・課税リスクの回避には、輸入者への輸出者及び生産者からの産品の原産性を明らかにする為の生産工程や使用生地・付属品等に関する十分な情報（資料）の提供の協力や輸入者リスクについての輸出者及び生産者の理解が必須である。
- ・しかしながら、EU 側の輸出者及び生産者からは「EU 原産であることを証明した所定文言記載の輸出者発行インボイスさえあれば問題ないはずだ」、「EPA を利用しない理由はなにか」と言った声が今でも多くあり、当該シッパーインボイスを税関へ提出するだけで日 EU・EPA の適用には何も問題がないと解釈している EU 側の輸出者及び生産者が多数存在しているように思われる。
- ・まずはこうした日本側と EU 側民間企業の間で生じている解釈の違いの是正を図ることが必要であると思われる。
- ・また、例え日本側と EU 側民間企業の間で生じている解釈の違いの是正が図られたとしても、特に 62 類の布帛製衣類については、主素材である表生地に加え裏地、芯地、ラベル、及び副資材など非常に多くの原材料から構成されており、それらの織物製の原材料全

てを対象として原産地判定を行うことが非常に困難である為、日 EU・EPA の利用率向上（EU からの衣類輸入促進）には、ASEAN 諸国との EPA と同様に、繊維製品の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分」のみを原産地判定のための基準とする運用改正が必要であると考えます。

4. EU 側関係機関との連携・協力について

- ・まずは EU からの衣類輸入において、日本の輸入者が事後検認による特惠否認・課税リスクにより日 EU・EPA の利用を躊躇せざるを得ない状況にある現状及び輸入申告手続きにおいて、輸出者または生産者から入手できない情報は輸入申告時には開示しなくても良いことになってもこの状況は解消されるものではなく、輸入者への輸出者及び生産者からの税関が製品の原産性を確認するために十分な情報（資料）の提供が必須であることについて、EU の輸出者及び生産者の皆様に広く周知いただき、日本側と EU 側民間企業の間で生じている解釈の違いの是正を図る必要があると考えます。
- ・また、特に 62 類については、主素材である表生地に加え裏地、芯地、ラベル、及び副資材など非常に多くの原材料から構成されており、それらの織物製の原材料全てを対象として原産地判定を行い、更には税関が製品の原産性を確認するために十分な情報（資料）を揃え保管することは非常に困難であることから、EU からの衣類輸入における EPA 利用率の向上には、日本が結ぶ ASEAN 諸国との EPA と同様に、繊維製品の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分」のみを原産地判定のための基準とする運用改正が最善であると考えます。その為には、日・EU 双方において、この運用改正について政府への働きかけを行っていくことが必要であると考えます。

2. 『日 EU・EPA に関する意見・要望等について』

2020年10月14日

日 EU・EPA に関する意見・要望等について

日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合
ロジスティクス委員会

1. 日 EU・EPA を利用できない理由について（輸入者の意見）

（1）事後検認による否認・課税リスクについて

輸出者自己申告の場合、税関が製品の原産性を確認するために十分な情報（資料）（以下「原産品であることの説明資料」という。）については、入手できないものは輸入申告時には開示しなくてもよいことになってはいますが、事後検認（事後調査）において原産品であることの説明資料を開示することが求められ、要求に対応できず十分な資料が揃わなかった場合は、特惠税率の適用が否認され、輸入者には追徴課税、加算税等の支払い義務が生じることになることから、輸入者においては、原産品であることの説明資料を手元に担保できていない限り、そのリスクの大きさから EPA の利用を躊躇せざる得ません。

こうした輸入者が負っている課税リスクは、何も日 EU・EPA に限ったことではなく、従来の第三者証明制度が採用されている他の協定においても同じですが、EU 原産の衣類輸入の場合、ジャケット EUR300、パンツ EUR200 など 1 枚ごとのユニットプライスでの契約が多く、アジア圏での OEM 生産などの輸入者が生産背景を全て把握している取引とは異なり、生産工程や使用生地・付属品などの情報を輸入者（商社）は把握できない場合が多く、出荷元（輸出者・生産者）による原産品であることの説明資料の提供が必要不可欠ですが、出荷元から輸入者が求める資料の提供がなされず、上述の事後検認による特惠否認・課税リスクの大きさから EPA 利用を断念するケースが多く発生しています。EPA の利用は出荷元にとっては関税の減免等の直接的なメリットが無く、彼らには煩雑な資料作成の手間のみが増えるということが資料提供を拒む一つの要因ではないかと思われます。（EU のラグジュアリーブランドの輸入を行う企業（所謂ジャパン会社）においては、出荷元と親子関係にあり必要な情報も容易に担保することができる為、EPA も積極的に利用しているものと思います。）

また、欧州側の出荷元及び政府関係者からは、「日本側の衣類輸入における本協定の適用率が低いのはなぜか」、「輸出者による申告の場合の必要書類は、原産品申告書（付属書 3-D）だけであり、原産品であることの説明資料は必要ない」といった声を度々耳にしており、原産品であることの説明資料を手元に担保できない事により、事後検認による特惠否認・課税リスクの大きさから EPA 利用を断念するケースが多く発生している

状況について、EU側の理解を得ているといい難く、必要な資料を入手することを難しくしていると感じております。

(2) 煩雑な EPA 申請業務

特に 62 類の布帛製衣類などの多くの原材料から構成される製品については、対象となる原材料全てに対し原産品判定を行い、更には原産品であることの説明資料や各種書類の作成・管理等の EPA 申請に伴う業務を行うことは人的、時間的負担が非常に大きく困難である為、EPA の利用を断念しているケースもあります。

また、EPA 申請業務は、仕様が異なる品番毎に対象となる原材料全てに対し原産品判定を行い、原産品であることの説明資料や各種書類の作成等を行う必要がありますが、EU 原産の衣類輸入は小ロットの場合も多く、一申請業務に係る負担の大きさに対して特惠適用による関税免税のメリットを見出しづらく、EPA 申請を行わない判断をしているケースもあります。

2. 日 EU・EPA の積極的利用にむけて必要なこと（輸入者の意見）

(1) 日本側と EU 側民間企業の間が生じている解釈の違いの是正

日本側の EU 産品（主に衣類）輸入において、輸入者が日 EU・EPA の利用を断念している大きな理由の一つである事後検認による特惠否定・課税リスクの回避には、輸入者への出荷元（EU 側輸出者及び生産者）からの原産品であることの説明資料の提供の協力が不可欠であり、その為には先ず、日本側と EU 側民間企業の間が生じている解釈の違いの是正を図り、日本の輸入者が EPA 利用を断念している理由について出荷元（EU 側輸出者及び生産者）にご理解いただくことが必要であると考えております。こうした現状について EU 側政府機関からも輸出者及び生産者の皆様に広く周知していただければと思います。

(2) 「関税分類を決定する構成部分についてのみ適用」の規定導入

たとえ日本側と EU 側民間企業の間が生じている解釈の違いの是正が図られたとしても、特に 62 類の布帛製衣類については、主素材である表生地に加え裏地、芯地、ラベル、及び副資材など非常に多くの原材料から構成されており、対象となる原材料全てに対し原産品判定を行い、更には原産品であることの説明資料や各種書類の作成・管理等の EPA 申請に伴う業務を行うことは人的、時間的負担が非常に大きく困難である為、日 EU・EPA の利用率向上（EU からの衣類輸入促進）には、日本が結ぶ ASEAN 諸国との EPA 同様に、「アパレル製品（第 61 類から第 63 類）については、産品の原産地規則の適用は、関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとする」規定を導入することにより、日 EU 双方の関係企業における EPA 利用に伴う煩雑な業務が軽減され、現状において日 EU・EPA の利用を断念している

EUからの衣類輸入において、EPAを利用できるケースが増加するものと考えております。

3. その他

(1) PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品について

PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品があり、当該製品は現状においてEPAを適用することが出来ません。当該製品についてEPAを適用するためのPSRを追加していただきたく思います。

<PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品>

①5804.29のトーションレース

「編み工程」によって生産された製品に対し適用できるPSRがありません。

②5807.90の織ったものではないもの（ラベル、バッジ）

5807項は、HSコードにおいて「5807.10 織ったもの」、「5807.90その他のもの」に区分されているが、PSRには「製織」の記載しかなく、「5807.90その他のもの」に適用できるPSRがありません。

③5811項 キルティングした物品

編物及び不織布から成る製品に対し適用できるPSRがありません。

④5903項 コーテッド織物

編物及び不織布から成る製品に対し適用できるPSRがありません。

(2) 自己認証の正確性についてのルール

日本からの輸出の際、第三者証明に比べ正確性が低いケースが多いため、自己認証の正確性をどのように担保するかについてのルール決め等をしていただけないでしょうか。

(3) 検認の実態についての公表

日本から輸出した貨物に関し、EUからの検認の実態（対象貨物や検認率、基準を満たさなかったと見なされる根拠・基準等）について公表していただけないでしょうか。同様に日本に輸入した貨物についての非違事例を公表していただけないでしょうか。

非違や検認の実態を広く周知することにより当該EPAの正しい利用促進に繋がるものと考えます。

3. 『日英の新たな連協協定における PSR（品目別規則）について』

2020 年 3 月 25 日

日英の新たな連協協定における PSR（品目別規則）について

日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合
ロジスティクス委員会

(1) 「関税分類を決定する構成部分」のみへの適用について

アセアン諸国との協定等において採用されております、「第 61 類から第 63 類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用される・・・」(日アセアン包括的経済連携協定付属書二注釈 2) について、日英協定にも同様の規定を採用いただけるよう要望します。

(備考)

当規定は、第 61 類～63 類の産品について EPA を適用して輸入する際、貿易の現場で実務を行う税関、通関業者及び当組合員企業には、通関手続き業務が効率化され大変メリットがあるものです。また、2016 年 2 月に開催されました日本繊維産業連盟の通商問題委員会において、当規定の運用について財務省から、「関税分類を決定する構成部分は、産品の表側の生地にも占める面積が最も大きい構成材料のみとする解釈の変更を行うこととしたい。」との説明がされた際、生産者団体の委員の方々からも意見は出ず、日本の繊維業界では何ら問題なく受け入れられたものと理解しております。

また、当規定が採用されていない EU 協定を適用するための輸入申告においては、衣類等を生産するために使用される原材料(第 11 部 紡織用繊維及びその製品に該当する場合) 全てを対象として、産品の原産地に係る説明(資料提出)を行う必要があり、申請書類及び書類作成等の業務が莫大な量になると共に、説明資料の全てを提出することが難しく、事後検認による事後の特恵否認・課税リスクの大きさから、EPA 利用を躊躇せざるを得ない輸入者が多くいる状況にあります。

また、EU 協定において当規定が採用されていない理由は分かりませんが、英国との 2 国間協定においては、当規定を採用していただくことが、日英双方にとってプラスになるものと考えます。

(当規定が採用されている協定)

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定

(2) PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品について

EU 協定においては、編み物を含む項の PSR において、「編立」工程についての記載が一切ないため、当該項において「編立」工程を経て生産される製品は PSR を満たすことができず、EPA を適用することが出来ない事例が発生したため、PSR に記載のない加工工程を経て生産される製品がないように PSR の内容を見直していただけるよう要望します。

(参考)

編み物、不織布（フェルト）が含まれ項の PSR において、「メリヤス編み若しくはクロセ編み」（編立工程）、「布・不織布の形成」等の対応した加工工程の記載がないものがあります。以下、関税率表解説及び分類例規等を確認した限りで「編んだもの」、「不織布」、「フェルト」の製品があるかを確認し、PSR と照合した結果を記載しております。（関税分類については税関に問い合わせた結果ではありません。）

①58.04 項

- ・クロセ編みのレース等を含む（添付「実行関税率表 60 類類注」参照）が PSR に「編立」工程の記載なし。（組員からの問合せ事例あり※1）
- ・関税率表解説等を確認した限りでは「不織布」、「フェルト」の記載はなし。

②58.07 項

- ・メリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品等を含む（添付「実行関税率表 60 類類注」参照）が PSR に「編立」工程の記載なし。
- ・関税分類（HS コード）においても「織物製」と「その他」に区分されている。
 - 580710：織ったもの
 - 580790：その他のもの⇒580790 を想定した PSR がないのでは
- ・関税率表解説等を確認した限りでは「不織布」、「フェルト」の記載はなし。

③58.11 項（キルト生地）

- ・ニット製キルトが分類される場合、PSR に「編立」工程の記載なし。
- ・関税率表解説等を確認した限りでは「不織布」、「フェルト」の記載はなし。

④59 類

- ・メリヤス編み物及びクロセ編み物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む（添付「実行関税率表 60 類類注」参照）項があると推測される。
- ・59 類の各項において PSR に「編立」、「布・不織布の形成」工程の記載がない項について：
 - 59.01 項 書籍装丁用
関税率表解説等を確認した限りでは「編んだもの」、「不織布」、「フェルト」の

記載はなし。(関税率表解説 59 類 P3 参照)

- 59.02 項 タイヤコード織物

一般的には製織工程

- 59.03 項 コーテッド織物

村山課長補佐宛に「編立」工程の製品について問合せがあったと記憶しております。(関税率表解説等を確認した限りでは「不織布」、「フェルト」の記載はなし。)

- 59.04 項 リノリウム、床用敷物

一般的に基布はジュート(製織工程)。ただし、基布にフェルトを使用したものを含む。(関税率表解説 59 類 P6 参照)

- 59.09-59.11 項

関税率表解説等を確認した限りでは「編んだもの」、「不織布」の記載はなし。ただし、フェルトを含む。(関税率表解説 59 類 P12、13 参照)

(59.05、59.06、59.07、59.08 の PSR には「編立」、「布・不織布形成」等の加工工程の記載有り。)

※1 ①58.04 項における組合員からの問合せ事例

5804.29 トーションレース(機械製のレース)

- ・ 関税分類(HSコード)は税関に確認済み
- ・ 加工工程:「製織」ではなく「編立工程」を経た製品(生産者に確認済み)
- ・ PSRに関する東京税関の回答(経産省経由):

「5801-5804 項の原産地規則については、「織り」のみを認めており「編み」は対象ではない」

⇒上記製品は PSR を満たすことが出来ないため、EPA 適用を断念
(2019 年 5 月 29 日時点)

(3) 織物の PSR について

- ①「撚糸又は機械による作業(テクスチャード加工の種)と製織又は編立の組合せ」の 2 工程基準について、除外されている毛織物、その他の植物性紡織繊維織物にも適用していただけるよう要望します。
- ②「製織又は編立と塗布等の組合せ」の 2 工程基準について、除外されている絹織物、毛織物にも適用していただけるよう要望します。

以上

4. 『関税暫定措置法第8条における製品輸入期間の延長について』

2020年10月23日

財務省関税局業務課

ご担当者様

関税暫定措置法第八条における製品輸入期間の延長について（要望）

平素より、繊維・アパレル・ファッション関係各団体の諸活動につきまして、ご理解・ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルスの感染拡大により、アパレル業界にも非常に大きな影響が及んでいます。特に、緊急事態宣言の発令により、都心の百貨店や駅ビル、ショッピングセンターといった商業施設に入居する主要店舗が臨時休業や時短営業を余儀なくされたことで、多くのアパレル企業において売上はかつてない大幅な減少となり、商機を逸した春物・初夏物の大量の在庫負担を抱える中で家賃や従業員の休業補償などが経営を圧迫し、廃業・倒産が現実のものとなっている非常に厳しい状況にあります。6月に入り経済活動が正常化に向けて動き出したものの、依然として先行きの見えない状況にあり、家計の防衛意識から嗜好品に位置づく衣料品への支出意欲が低下し、また、GO TO トラベルなどの経済活性化対策も取られているものの、新しい生活様式における外出機会の大幅な減少はおしゃれへの消費の低迷に繋がっており、アパレル業界における需要回復には時間が掛かる見通しです。

現在、来るべき正常化に向けて生き残りを目指し、関連企業において在庫の解消や今後の生産仕込み、製品企画の変更など様々な対応について検討を重ねているところですが、衣料品は季節性、流行性が非常に高いため、新型コロナウイルスの影響により当初の製品企画を大幅に変更せざるを得ず、企画を翌シーズンへ持越しとするなどの柔軟な対応が求められています。また、製品企画において機能性や付加価値を高める重要な要素として厳選された生地は、季節性の高い素材も多く、他の企画に転用することが難しい場合が多くあります。

こうした中、関税暫定措置法第八条（加工再輸入減税制度）を活用した輸入関税減税を前提とした持ち帰り貿易の製品企画において、企画を翌シーズンへ持越しとする場合、同制度は、「その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるもの・・・」とさ

れており、製品の輸入が原材料の輸出の許可の日から一年を超えることとなり、税関長の承認を受けられない場合は、同制度が適用できないこととなります。

同制度は、繊維が対象品目となってから約 30 年が経過し、同制度を活用した輸入関税減税を前提とした持ち帰り貿易は、企業の重要なビジネスモデルとして確立され、日本のアパレル企業並びに繊維商社の間で広く活用されておりますが、日本製原材料の需要下支えを図ると共に、これら需要の維持・喚起の役割を果たしております。また、繊維産業は、アパレル・ファッション産業を商品の出口とし、衣料品製造に関わる縫製、染色加工、製織やニット製造、原糸メーカーから服飾資材メーカーまで、実に裾野が広い産業であり、アパレル・ファッション産業の不振はサプライチェーン全体に大きな影響を及ぼすものと考えております。

つきましては、新型コロナウイルスの影響により製品の輸入が原材料の輸出の許可の日から一年を超える場合において、関税暫定措置法基本通達第 10 節（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）8-10（加工組合立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続）に定める手続きに従い期間の延長を申請したものに つきましては、同 8-9（「1 年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲）に定める「1 年を超えることがやむを得ないと認められる理由」としていただき、関税暫定措置法第八条の適用を認めていただけますようお願い申し上げます。また、延長の申請・適用に際しては、多くの証憑を必要とせず認めていただけますようお願い申し上げます。

この度の新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、一企業の経営努力の範囲を超えた事態であり、これまで以上のご理解・ご支援を賜りたく、宜しくようお願い申し上げます。

要望団体

協同組合 関西ファッション連合
一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会
日本繊維輸出組合
日本繊維輸入組合

(50 音順)

連絡先 日本繊維輸入組合

住所 東京都中央区日本橋本町 1 丁目 7 番地 14 号

電話 03-3270-0791